

## 講演

### 最近の犯罪情勢と検察における再犯防止の取組

仙台高等検察庁検事長 清水 治

刑法犯の認知件数は、昭和50年代後半から増加し続け、平成8年から毎年戦後最多を更新し、平成14年に約370万件(369万3,928件)を記録してピークとなった。そのため、平成15年9月、政府に犯罪対策閣僚会議が設置され、犯罪防止は政府全体の課題となり、以後犯罪防止に向けた取組が強化された。その後認知件数は減少に転じ、平成24年には、約200万件(201万5,347件)となり、昭和50年代後半の水準まで減少している。しかし、認知件数は減少に転じたものの、再犯者の割合は増加していることもあって(自動車運転過失致死傷等を除く一般刑法犯の検挙人員中、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された再犯者の割合は、平成9年以降増加を続け、平成24年には45.3パーセントになっている。)、それまで以上に再犯防止対策が重要な課題となり、平成24年7月に、それまでの取組を踏まえて、「再犯防止に向けた総合対策」が策定され、その中で、過去5年における出所後2年以内再入率の平均値(刑務所については20パーセント、少年院については11パーセント)を基準とし、これを33年までに20パーセント以上減少させるという数値目標を設定することになった。

この間、犯罪対策が政府全体の課題となったことから、法務省と厚生労働省との連携が強化され、平成18年度から、「刑務所出所者等総合的就労支援対策」(刑事施設、少年院、保護観察所及び公共職業安定所(ハローワーク)が連携する仕組を構築した上、支援対象者の希望、適性等に応じ、計画的に就労支援を行うもので、その一環として、刑事施設では、支援対象者に対し、公共職業安定所の職員による職業相談、職業紹介、職業講話等を実施し、保護観察所では、支援対象者ごとに保護観察所と公共職業安定所の職員からなる就労支援チームにより適切な支援の内容・方法を定めた上で、公共職業安定所において、職業相談・職業紹介を行うもの)が実施されている。

また、平成21年度には、厚生労働省が「地域生活定着支援事業」(平成24年度からは「地域定着促進事業」)を創設し、高齢又は障害を有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者について、退所後直ちに福祉サービス等(障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など)につなげるための準備を保護観察所と協働して進める「地域生活定着支援センター」を各都道府県に整備することにより、その社会復帰の支援を推進することとなったが、地域生活定着支援センターは、平成23年度末に全都道府県に開設された。

このような背景の下、検察においても、大阪地検の不祥事を契機として始まった検察改革において、平成23年9月末に検察の基本規程ともいべき「検察の理念」を定めるに当たり、第8項において「警察やその他の捜査機関のほか、矯正、保護その他の関係機関とも連携し、犯罪の防止や罪を犯した者の更生等の刑事政策の目的に寄与する。」と定め、再犯防止対策への取組を強化することとした。

検察庁では、平成25年10月から、全国のうち試行庁7地検において、平成26年4

月からは、更に試行庁を13庁増やし、全部で20庁の地検において、保護観察所との間で更生緊急保護の事前調整（不起訴時の更生緊急保護の対象者について、釈放前から保護観察所との連絡を密に行い円滑な社会復帰と再犯防止を図ろうというもの）の試行を行っている。

また、地検によって、論告を行うに当たり積極的に保護観察付き執行猶予の判決を求めするなどして、社会内処遇による更生を図る試みを行ったり、地域の福祉関係の組織・団体との連携を強化するなどして、対象者の受け皿の確保に努めるなどの取組を行っている。

地検のなかでも先進的な取組を行っている仙台地検の取組を紹介すると、仙台地検では、平成25年9月1日付けで庁内に首席捜査官を室長とする刑事政策推進室を設け、首席捜査官のほか、専従検察事務官2名、刑事部や公判部との兼務の検察事務官6名及び社会福祉士の資格を有する非常勤の社会福祉アドバイザー1名の体制で、犯罪者の社会復帰支援や再犯防止の取組を行っている。

具体的には、前記更生緊急保護の事前調整の対象者について、刑事政策推進室員が保護観察所との連絡調整を行い、また、起訴猶予の可能性を探るため処分保留で釈放した被疑者のその後の状況について面談調査して検察官に報告して処分の参考に供したり、或いは、保護観察付き執行猶予の求刑の可否を判断する調査を行うなどの活動をしている。

そのほか、犯罪者の処遇としては、福祉関係の支援を必要とする場合が多いため（特に、高齢者、知的障害者、精神障害者など）、個別の事案でいきなり協力を求めるのではなく、予め、自治体の福祉担当者などに刑事手続の流れを説明して犯罪者が社会に戻っていく状況やその際再犯防止のために福祉の支援としてどのようなことが求められるのかということなど、いわば再犯防止対策のための基礎的な知識などについて理解してもらうとともに、検察庁の考え方や対応を事前に知ってもらうことが円滑な連携につながるとの考えから、自治体の福祉関係者などとの間で意見交換会を開催しているが、意見交換会については、関係者から高い評価を受けている。